

平成22年度和歌山県一般会計予算及び各特別
会計予算

和 歌 山 県

目 次

平成22年度和歌山県一般会計予算 -----	1
平成22年度和歌山県農林水産振興資金特別会計予算 -----	17
平成22年度和歌山県中小企業振興資金特別会計予算 -----	21
平成22年度和歌山県母子寡婦福祉資金特別会計予算 -----	25
平成22年度和歌山県修学奨励金特別会計予算 -----	29
平成22年度和歌山県職員住宅特別会計予算 -----	33
平成22年度和歌山県営競輪事業特別会計予算 -----	37
平成22年度和歌山県営港湾施設管理特別会計予算 -----	41
平成22年度和歌山県流域下水道事業特別会計予算 -----	45
平成22年度和歌山県市町村振興資金特別会計予算 -----	51
平成22年度和歌山県自動車税等証紙特別会計予算 -----	55
平成22年度和歌山県用地取得事業特別会計予算 -----	59
平成22年度和歌山県公債管理特別会計予算 -----	63
平成22年度和歌山県立こころの医療センター事業会計予算 -----	67
平成22年度和歌山県工業用水道事業会計予算 -----	69
平成22年度和歌山県土地造成事業会計予算 -----	71



平成22年度和歌山県一般会計予算

平成22年度和歌山県の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ534,527,254千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 県	税	75,429,000 <small>千円</small>
	1 県 民 税	30,500,000
	2 事 業 税	9,395,000
	3 地 方 消 費 税	12,215,000
	4 不 動 産 取 得 税	1,766,000
	5 県 た ば こ 税	1,930,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	501,000
	7 自 動 車 取 得 税	1,710,000
	8 軽 油 引 取 税	5,367,000
	9 自 動 車 税	12,005,000
	10 鉱 区 税	200
	11 狩 猟 税	39,700
	12 旧 法 に よ る 税	100
2 地 方 消 費 税 清 算 金		16,954,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	16,954,000
3 地 方 譲 与 税		11,981,000
	1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	9,661,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,181,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	134,000
	4 地 方 道 路 譲 与 税	1,000
	5 航 空 機 燃 料 譲 与 税	4,000
4 地 方 特 例 交 付 金		1,263,600
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,263,600
5 地 方 交 付 税		146,100,000
	1 地 方 交 付 税	146,100,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		342,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	342,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		2,034,323
	1 分 担 金	21,641
	2 負 担 金	2,012,682

款	項	金額
8 使用料及び手数料		4,142,710 ^{千円}
	1 使用料	2,348,743
	2 手数料	1,793,967
9 国庫支出金		69,083,656
	1 国庫負担金	39,768,996
	2 国庫補助金	27,487,281
	3 委託金	1,827,379
10 財産収入		1,000,375
	1 財産運用収入	644,672
	2 財産売却収入	355,703
11 寄附金		61,401
	1 寄附金	61,401
12 繰入金		26,924,276
	1 特別会計繰入金	958,875
	2 基金繰入金	25,965,401
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		75,632,812
	1 延滞金、加算金及び過料等	403,014
	2 県預金利子	7,027
	3 貸付金元利収入	69,179,719
	4 収益事業収入	3,746,694
	5 受託事業収入	103,272
	6 利子割精算金収入	3,601
	7 雑収入	2,189,485
15 県債		103,578,100
	1 県債	103,578,100
歳入合計		534,527,254

(歳 出)		
款	項	金 額
1 議 会 費		1,271,381 <small>千円</small>
	1 議 会 費	1,271,381
2 総 務 費		36,580,584
	1 総 務 管 理 費	20,817,369
	2 企 画 費	6,019,133
	3 徴 税 費	4,420,635
	4 市 町 村 振 興 費	1,052,632
	5 選 挙 費	1,320,814
	6 防 災 費	1,131,713
	7 統 計 調 査 費	809,562
	8 人 事 委 員 会 費	129,565
	9 監 査 委 員 費	215,445
	10 青 少 年 女 性 政 策 費	586,848
	11 自 然 保 護 費	76,868
3 民 生 費		64,412,324
	1 社 会 福 祉 費	49,028,132
	2 児 童 福 祉 費	11,844,949
	3 生 活 保 護 費	3,520,204
	4 災 害 救 助 費	19,039
4 衛 生 費		12,775,438
	1 公 衆 衛 生 費	4,021,595
	2 環 境 衛 生 費	392,309
	3 保 健 所 費	1,475,170
	4 医 薬 費	5,082,430
	5 環 境 対 策 費	1,803,934
5 労 働 費		6,490,473
	1 労 政 費	5,670,882
	2 職 業 訓 練 費	707,426
	3 労 働 委 員 会 費	112,165
6 農 林 水 産 業 費		27,597,285
	1 農 業 費	9,137,620

款	項	金額
	2 畜 産 業 費	612,012 ^{千円}
	3 農 地 費	5,769,138
	4 林 業 費	7,906,980
	5 水 産 業 費	4,171,535
7 商 工 費		74,287,309
	1 商 業 費	69,558,412
	2 工 鉱 業 費	4,153,251
	3 観 光 費	575,646
8 土 木 費		72,898,437
	1 土 木 管 理 費	3,971,341
	2 道 路 橋 り よ う 費	41,086,462
	3 河 川 海 岸 費	14,505,510
	4 港 湾 費	4,953,923
	5 都 市 計 画 費	7,127,003
	6 住 宅 費	1,254,198
9 警 察 費		29,426,338
	1 警 察 管 理 費	26,215,117
	2 警 察 活 動 費	3,211,221
10 教 育 費		109,527,658
	1 教 育 総 務 費	19,139,782
	2 小 学 校 費	35,101,525
	3 中 学 校 費	20,479,411
	4 高 等 学 校 費	22,136,647
	5 特 別 支 援 学 校 費	8,972,926
	6 社 会 教 育 費	1,719,633
	7 保 健 体 育 費	1,977,734
11 災 害 復 旧 費		5,899,951
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,024,400
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	4,875,551
12 公 債 費		69,350,113
	1 公 債 費	69,350,113

款	項	金額
13 諸 支 出 金		23,809,963 ^{千円}
	1 地 方 消 費 税 清 算 金 2 利 子 割 交 付 金 3 地 方 消 費 税 交 付 金 4 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金 5 自 動 車 取 得 税 交 付 金 6 利 子 割 精 算 金 7 配 当 割 交 付 金 8 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	12,822,000 626,948 8,521,000 351,380 1,137,150 2,826 256,280 92,379
14 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
歳 出	合 計	534,527,254

第2表 債務負担行為			
事 項	期 間	限 度	額
1 平成22年度自動車税納税通知書等封入封かん委託	自 平成22年度 至 平成23年度	(2年)	千円 6,928
2 平成22年度住民基本台帳ネットワークシステム運用管理支援業務委託	自 平成22年度 至 平成24年度	(3年)	13,902
3 平成22年度コンピュータ運営電子計算組織運用管理業務	自 平成22年度 至 平成24年度	(3年)	45,150
4 平成22年度県民文化会館耐震化改修工事	自 平成22年度 至 平成24年度	(3年)	3,386,960
5 平成22年度総務事務管理事業委託	平成23年度	(1年)	3,804
6 平成22年度県立白浜なぎさホーム整備	自 平成22年度 至 平成23年度	(2年)	404,678
7 平成22年度県営中山間総合整備(北山地区)工事	平成23年度	(1年)	100,000
8 平成22年度県営中山間総合整備(吉原地区)工事	自 平成23年度 至 平成24年度	(2年)	340,500
9 平成22年度県営畑地総合整備(須谷・田殿2期)工事	平成23年度	(1年)	41,000
10 平成22年度農村地域エコエネルギー導入プロジェクト(南紀島ノ瀬地区)工事	平成23年度	(1年)	87,950
11 平成22年度県営ため池等整備(油河池地区)工事	平成23年度	(1年)	118,968
12 平成22年度財団法人和歌山県農業公社事業融資損失補償	資金貸付の日から最終償還期限到来後10か月を経過し全国農地保有合理化協会及び県信連が補償の履行日を指定した日まで		全国農地保有合理化協会及び県信連からの300,000千円を限度額とする融資のうち最終償還期限到来後10か月の期間満了日に弁済できなかった元金額(延滞金及び違約金を含む)及び損失確定日以後の利息に相当する額
13 平成22年度農業経営負担軽減支援資金融資	自 平成22年度 至 平成38年度	(17年)	融資総額100,000千円を限度として年1.25%以内で計算した額
14 平成22年度農業近代化資金利子補給	自 平成22年度 至 平成43年度	(22年)	融資総額1,800,000千円を限度として年1.25%以内で計算した額
15 平成22年度生活営農資金融資利子補給	自 平成22年度 至 平成38年度	(17年)	融資総額600,000千円を限度として年0.5%以内で計算した額

事 項	期 間	限 度	額
16 平成22年度農業経営基盤強化資金 利子補給	自 平成22年度 至 平成48年度	(27年)	融資総額500,000千円を限度として 年0.160%以内で計算した額 千円
17 平成22年度和歌山県漁協再建支援 利子補給	自 平成22年度 至 平成31年度	(10年)	漁協経営改革支援資金の融資総額69 7,000千円を限度として年2.85%で 計算した額の4分の1の額
18 平成22年度漁業金融制度資金利子 補給	自 平成22年度 至 平成42年度	(21年)	融資総額500,000千円を限度として 年1.25%以内で計算した額
19 平成22年度中小企業短期決済資金 融資損失補償	自 平成22年度 至 平成25年度	(4年)	融資総額2,000,000千円を限度とし て和歌山県信用保証協会が代位弁済 した元利金の30%の2分の1以内で計 算した額
20 平成22年度中小企業経営支援資金 融資損失補償	自 平成22年度 至 平成36年度	(15年)	融資総額35,000,000千円を限度とし て和歌山県信用保証協会が代位弁済 した元利金の30%の2分の1以内で計 算した額
21 平成22年度中小企業小企業応援資 金融資損失補償	自 平成22年度 至 平成36年度	(15年)	融資総額6,000,000千円を限度とし て和歌山県信用保証協会が代位弁済 した元利金の30%の2分の1以内で計 算した額
22 平成22年度中小企業新規開業資金 融資損失補償	自 平成22年度 至 平成36年度	(15年)	融資総額1,000,000千円を限度とし て和歌山県信用保証協会が代位弁済 した元利金の30%の2分の1以内で計 算した額
23 平成22年度中小企業資金繰り安定 資金融資損失補償	自 平成22年度 至 平成36年度	(15年)	融資総額35,000,000千円を限度とし て和歌山県信用保証協会が代位弁済 した元利金の30%の2分の1以内で計 算した額
24 平成22年度中小企業成長サポート 資金融資損失補償	自 平成22年度 至 平成36年度	(15年)	融資総額1,000,000千円を限度とし て和歌山県信用保証協会が代位弁済 した元利金の30%の2分の1以内で計 算した額
25 平成22年度国道168号本宮道路 (仮称切畑2号トンネル覆工)道路 改築工事	平成23年度	(1年)	600,000
26 平成22年度国道370号美里バイ パス(仮称大原大橋上部工)道路 改築工事	自 平成23年度 至 平成24年度	(2年)	800,000
27 平成22年度国道424号滝頭拡幅 (仮称野々子橋上部工)道路改築 工事	平成23年度	(1年)	70,000
28 平成22年度国道168号日足道路 (仮称日足高架橋)道路改良工事	平成23年度	(1年)	600,000
29 平成22年度国道370号花坂拡幅 (仮称御室橋)道路改良工事	平成23年度	(1年)	110,000

事	項	期	間	限	度	額
30	平成22年度国道371号橋本バイパス(小原田工区切土法面工)道路改良工事	平成23年度	(1年)			300,000 ^{千円}
31	平成22年度国道371号橋本バイパス(小原田~御幸辻工区切土法面工)道路改良工事	平成23年度	(1年)			200,000
32	平成22年度国道371号橋本バイパス(御幸辻工区切土法面工)道路改良工事	平成23年度	(1年)			200,000
33	平成22年度国道371号橋本バイパス(仮称小原田高架橋下部工)道路改良工事	平成23年度	(1年)			200,000
34	平成22年度国道371号橋本バイパス(仮称小原田高架橋上部工)道路改良工事	自 平成23年度 至 平成24年度	(2年)			750,000
35	平成22年度国道371号橋本バイパス(仮称橋谷川橋下部工)道路改良工事	自 平成23年度 至 平成24年度	(2年)			300,000
36	平成22年度国道371号橋本バイパス(仮称横谷川橋下部工)道路改良工事	平成23年度	(1年)			130,000
37	平成22年度国道480号花坂~大門拡幅(鋼製栈橋工)道路改良工事	平成23年度	(1年)			90,000
38	平成22年度国道480号花坂~大門拡幅(軽量盛土工)道路改良工事	平成23年度	(1年)			70,000
39	平成22年度県道橋本五條線(糸の懸橋下部工)道路改良工事	平成23年度	(1年)			50,000
40	平成22年度県道和歌山橋本線(仮称西渋田谷川橋)道路改良工事	平成23年度	(1年)			40,000
41	平成22年度県道粉河加太線(仮称新七瀬川橋)道路改良工事	平成23年度	(1年)			50,000
42	平成22年度県道小豆島船所線(千手川橋)道路改良工事	平成23年度	(1年)			80,000
43	平成22年度県道有田湯浅線(仮称新田坂トンネル)道路改良工事	自 平成23年度 至 平成24年度	(2年)			800,000
44	平成22年度県道広川川辺線(下津木工区)道路改良用地及び物件補償	平成23年度	(1年)			90,000
45	平成22年度県道吉備金屋線(仮称JH橋)道路改良工事	平成23年度	(1年)			240,000

事	項	期	間	限	度	額
46	平成22年度県道吉備金屋線（仮称国道橋下部工）道路改良工事	平成23年度	（1年）			150,000 ^{千円}
47	平成22年度県道吉備金屋線（仮称JR橋上部工）道路改良工事	平成23年度	（1年）			150,000
48	平成22年度県道日高港線（西川大橋）道路改良工事	平成23年度	（1年）			250,000
49	平成22年度県道白浜温泉線（仮称富田高架橋）道路改良工事	自 平成23年度 至 平成24年度	（2年）			1,140,000
50	平成22年度県道白浜温泉線（仮称新富田橋下部工）道路改良工事	自 平成23年度 至 平成24年度	（2年）			200,000
51	平成22年度県道上富田すさみ線（江住工区切土法面工）道路改良工事	平成23年度	（1年）			100,000
52	平成22年度県道上富田すさみ線（仮称2号橋）道路改良工事	平成23年度	（1年）			250,000
53	平成22年度県道大附見老津停車場線（踏切拡幅）道路改良工事	平成23年度	（1年）			130,000
54	平成22年度県道那智勝浦古座川線（仮称中崎トンネル）道路改良工事	自 平成23年度 至 平成24年度	（2年）			1,500,000
55	平成22年度大谷連絡線（仮称大谷高架橋（南）上部工）道路改良工事	平成23年度	（1年）			200,000
56	平成22年度県道御坊由良線（弁天橋）半島振興道路整備工事	平成23年度	（1年）			80,000
57	平成22年度都市計画道路西脇山口線（千手橋2期）道路改良工事	平成23年度	（1年）			145,000
58	平成22年度都市計画道路西脇山口線（JR阪和線六十谷陸橋）道路改良工事	自 平成23年度 至 平成25年度	（3年）			1,000,000
59	平成22年度切目川河川総合開発付替道路（2号トンネル）工事	自 平成23年度 至 平成24年度	（2年）			1,220,000
60	平成22年度切目川河川総合開発取付道路工事	平成23年度	（1年）			70,000
61	平成22年度根来川社会資本整備交付金河川改修事業工事	平成23年度	（1年）			30,000
62	平成22年度土生川通常砂防工事	自 平成23年度 至 平成24年度	（2年）			270,000

事 項	期 間	限 度	額
63 平成22年度国体関連公園施設整備 (秋葉山公園)	平成23年度 (1年)		215,800 ^{千円}
64 平成22年度国体関連公園施設整備 (紀三井寺公園)	平成23年度 (1年)		407,500
65 平成22年度公営住宅建設(今福第 二団地)工事	自 平成23年度 至 平成24年度 (2年)		828,600
66 平成22年度南紀白浜空港警備業務	自 平成22年度 至 平成23年度 (2年)		42,664
67 平成22年度紀州ネット端末等リー ス	自 平成23年度 至 平成27年度 (5年)		235,771
68 平成22年度和歌山東警察署耐震改 修工事	自 平成23年度 至 平成24年度 (2年)		844,626
69 平成22年度警察本部リニューアル 工事	自 平成22年度 至 平成24年度 (3年)		856,318
70 平成22年度運転シミュレーション システムリース	自 平成23年度 至 平成29年度 (7年)		59,535
71 平成22年度交通警察事務委託	自 平成22年度 至 平成23年度 (2年)		94,384
72 平成22年度放置駐車対策システム リース	自 平成23年度 至 平成27年度 (5年)		70,937
73 平成22年度放置車両確認事務委託	自 平成23年度 至 平成24年度 (2年)		105,825
74 平成22年度交通管制システムリー ス	自 平成23年度 至 平成27年度 (5年)		368,323
75 平成22年度情報教育環境整備	自 平成23年度 至 平成27年度 (5年)		149,886
76 平成22年度小中学校給与事務等外 部委託	平成23年度 (1年)		5,402
77 平成22年度教職員人事管理電算処 理システム賃借料	自 平成23年度 至 平成27年度 (5年)		18,852
78 平成22年度土木施設災害復旧	平成23年度 (1年)		500,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共港湾事業	千円 1,869,200	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成22年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
公共河川事業	2,082,100	以下同上	以下同上	以下同上
公共海岸事業	397,000			
公共農業農村事業	886,900			
公共災害関連事業	2,803,300			
公共治山事業	688,000			
公共治水事業	1,233,600			
公共林道事業	73,200			
公共水産基盤事業	522,300			
公共都市計画事業	569,100			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共道路事業	千円 11,068,800	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成22年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ の他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
公営住宅建設事業	312,400	以下同上	以下同上	以下同上
過年補助災害復旧 事業	103,000			
現年補助災害復旧 事業	1,612,200			
単独災害復旧事業	50,000			
社会福祉施設整備 事業	53,300			
施設整備事業	674,800			
公害対策事業	99,700			
半島振興道路整備 事業	1,277,500			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校施設整備事業	千円 1,250,800	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成22年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
警察施設整備事業	871,900	以下同上	以下同上	以下同上
関西国際空港株式 会社出資金	74,700			
アスベスト対策	13,500			
産業技術専門学院 耐震化	18,500			
自然公園等施設整備	9,000			
地方道路等整備事業	7,090,600			
河川等整備事業	818,000			
日高港港湾整備	13,300			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
和歌山県立総合体育館(仮称)整備	千円 407,800	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成22年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
都市再生事業	172,000	以下同上	以下同上	以下同上
合併特例事業	1,140,900			
防災対策事業	1,547,300			
行政改革推進	1,800,000			
公立大学法人和歌山県立医科大学貸付金	600,000			
紀北分院整備	1,173,400			
臨時財政対策	54,000,000			
退職手当	5,000,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地方道路整備（貸付金）事業	<p style="text-align: center;">千円</p> <p style="text-align: center;">1,200,000</p>	<p>(1)借入先 政府</p> <p>(2)借入時期 平成22年度 ただし、事業 その他の都合に より起債額の全 部又は一部を後 年度へ繰越して 起債することが できる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借</p>	<p style="text-align: center;">%</p> <p style="text-align: center;">0</p>	<p>道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和33年法律第34号）第6条の規定による融資条件に従うものとする。</p>

平成22年度和歌山県農林水産振興資金特別会計予算

平成22年度和歌山県の農林水産振興資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,306,753千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 繰入金		41,462 ^{千円}
	1 一般会計繰入金	41,462
2 繰越金		150,905
	1 繰越金	150,905
3 諸収入		1,047,720
	1 県預金利息	5
	2 貸付金元利収入	867,711
	3 雑収入	180,004
4 県債		66,666
	1 県債	66,666
歳入	合計	1,306,753

(歲 出)		
款	項	金 額
1 農 林 水 產 業 費		1,306,753 ^{千円}
	1 農 業 費	260,798
	2 林 業 費	643,236
	3 水 產 業 費	402,719
歲 出	合 計	1,306,753

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就農支援資金貸付金	<p style="text-align: center;">千円</p> <p style="text-align: center;">66,666</p>	<p>政府から借入れるものとし、この借入方法、その他一切の事項は、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）の定める融資条件に従うものとする。</p> <p>ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p>	<p style="text-align: center;">%</p> <p style="text-align: center;">0</p>	<p>青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第18条の規定による融資条件に従うものとする。</p>

平成22年度和歌山県中小企業振興資金特別会計予算

平成22年度和歌山県の中小企業振興資金特別会計予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

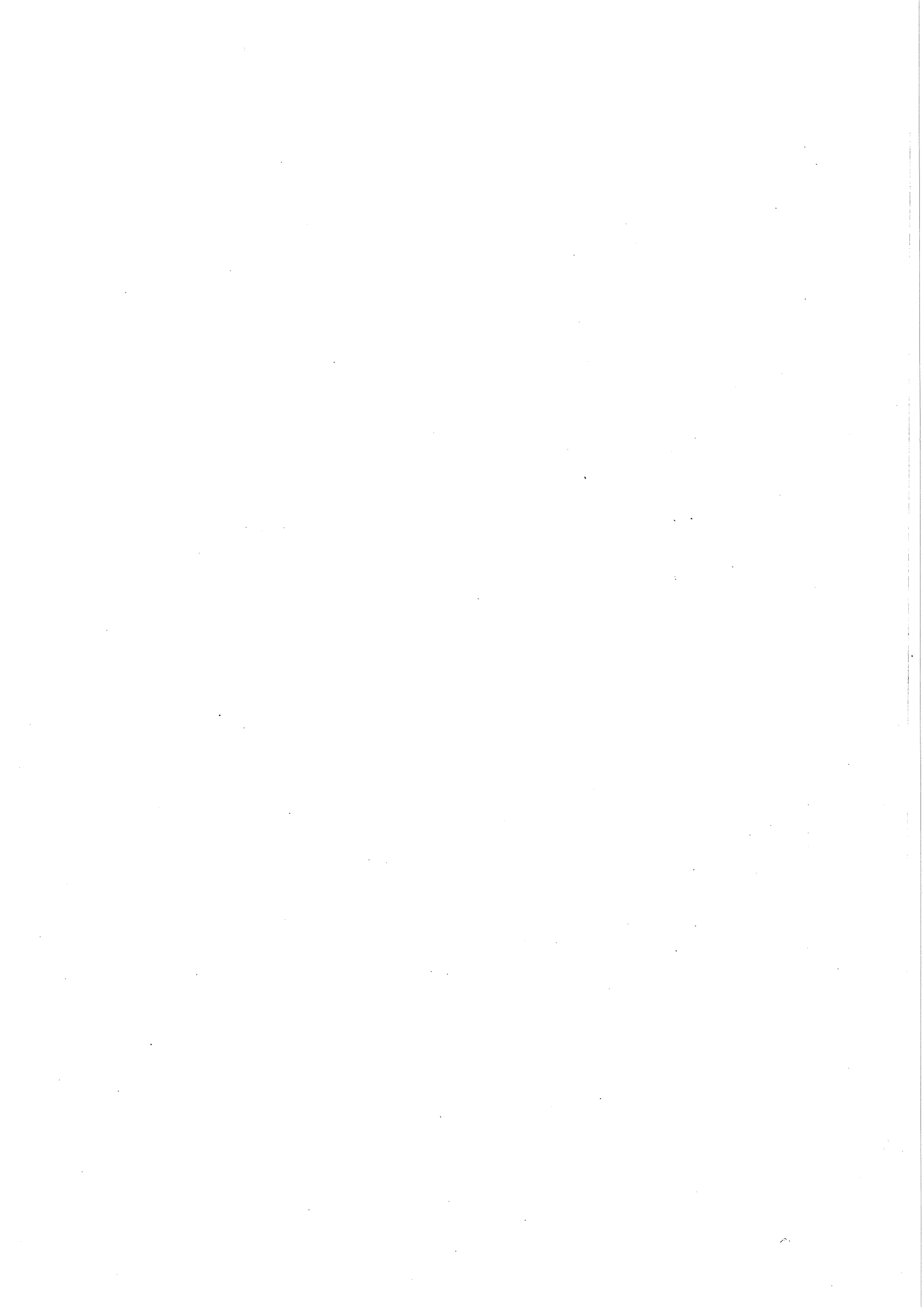
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,107,307千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 繰越金		112,724 ^{千円}
	1 繰越金	112,724
2 諸収入		994,583
	1 県預金利子	650
	2 貸付金元利収入	993,633
	3 雑収入	300
歳入	合計	1,107,307

(歲 出)		
款	項	金 額
1 商 工 費		1,107,307 ^{千円}
	1 中 小 企 業 振 興 資 金 助 成 費	1,107,307
歲 出	合 計	1,107,307



平成22年度和歌山県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成22年度和歌山県の母子寡婦福祉資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ158,131千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 繰入金		15,000 ^{千円}
	1 一般会計繰入金	15,000
2 繰越金		29,292
	1 繰越金	29,292
3 諸収入		83,839
	1 県預金利息	26
	2 貸付金元利収入	83,791
	3 雑収入	22
4 県債		30,000
	1 県債	30,000
歳入	合計	158,131

(歳 出)		
款	項	金 額
1 民 生 費		158,131 ^{千円}
	1 母 子 寡 婦 福 祉 費	158,131
歳 出	合 計	158,131

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉資金貸付金	<p style="text-align: center;">千円</p> <p style="text-align: center;">30,000</p>	<p>政府から借入れるものとし、この借入方法、その他一切の事項は、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の定める融資条件に従うものとする。</p> <p>ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p>	<p style="text-align: center;">%</p> <p style="text-align: center;">0</p>	<p>母子及び寡婦福祉法第37条第2項、第4項又は第6項の規定による融資条件に従うものとする。</p>

平成22年度和歌山県修学奨励金特別会計予算

平成22年度和歌山県の修学奨励金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ348,815千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 繰入金		103,339 ^{千円}
	1 一般会計繰入金	103,339
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		245,475
	1 貸付金元利収入	103,015
	2 雑収入	142,460
歳入	合計	348,815

(歳 出)		
款	項	金 額
1 教 育 費		348,815 <small>千円</small>
	1 教 育 総 務 費	348,815
歳 出	合 計	348,815

平成22年度和歌山県職員住宅特別会計予算

平成22年度和歌山県の職員住宅特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

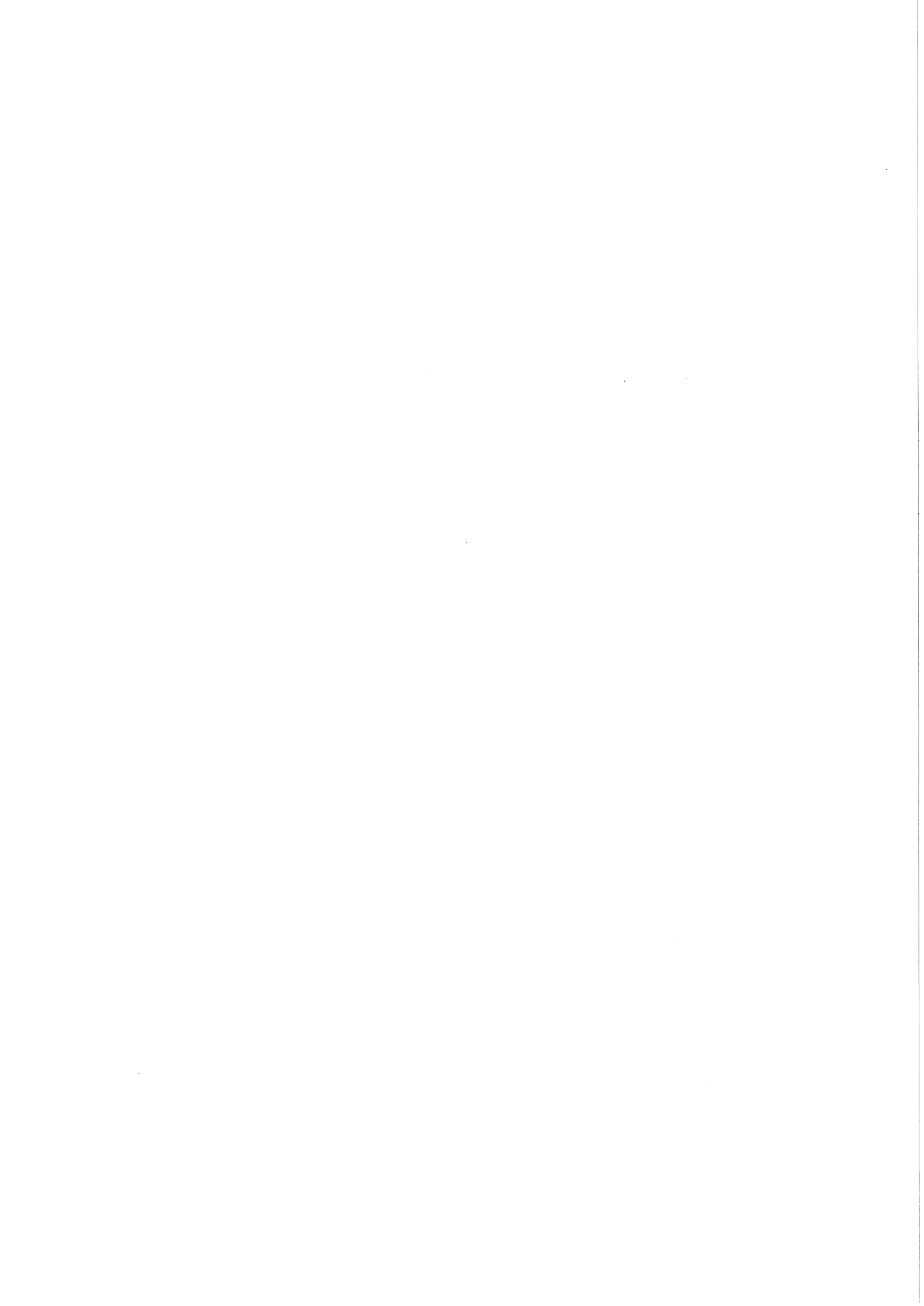
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ377,802千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 財産収入		244,953 ^{千円}
	1 財産運用収入	244,953
2 繰越金		132,604
	1 繰越金	132,604
3 諸収入		245
	1 県預金利子	244
	2 雑収入	1
歳入	合計	377,802

(歳 出)		
款	項	金 額
1 総 務 費		377,802 <small>千円</small>
	1 職 員 住 宅 管 理 費	377,802
歳 出	合 計	377,802



平成22年度和歌山県営競輪事業特別会計予算

平成22年度和歌山県の県営競輪事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,084,502千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 収益事業収入		11,314,618 ^{千円}
	1 収益事業収入	11,314,618
2 使用料及び手数料		414,426
	1 使用料	414,426
3 財産収入		10,369
	1 財産運用収入	10,368
	2 財産売払収入	1
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		198,162
	1 県預金利子	1
	2 雑収入	198,161
6 繰入金		146,926
	1 基金繰入金	146,926
歳入	合計	12,084,502

(歳 出)		
款	項	金 額
1 県 営 競 輪 特 別 事 業 費		12,058,502 ^{千円}
	1 競 輪 事 業 費	12,058,502
2 諸 支 出 金		25,000
	1 地方公共団体金融機構納付金	25,000
3 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	12,084,502

平成22年度和歌山県営港湾施設管理特別会計予算

平成22年度和歌山県の県営港湾施設管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ671,854千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		482,320 ^{千円}
	1 使用料	482,320
2 財産収入		1,220
	1 財産運用収入	1,219
	2 財産売払収入	1
3 繰入金		175,362
	1 一般会計繰入金	175,362
4 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
5 諸収入		2,952
	1 延滞金、加算金及び過料等	1
	2 県預金利子	1
	3 雑入	2,950
歳入合計		671,854

(歲 出)		
款	項	金 額
1 港 灣 施 設 管 理 費		671,854 ^{千円}
	1 港 灣 施 設 管 理 費	671,854
歲 出	合 計	671,854

平成22年度和歌山県流域下水道事業特別会計予算

平成22年度和歌山県の流域下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,714,724千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		606,604 ^{千円}
	1 負担金	606,604
2 使用料及び手数料		46
	1 使用料	46
3 国庫支出金		1,287,719
	1 国庫補助金	1,287,719
4 繰入金		788,529
	1 一般会計繰入金	788,529
5 諸収入		452,026
	1 雑収入	452,026
6 県債		579,800
	1 県債	579,800
歳入	合計	3,714,724

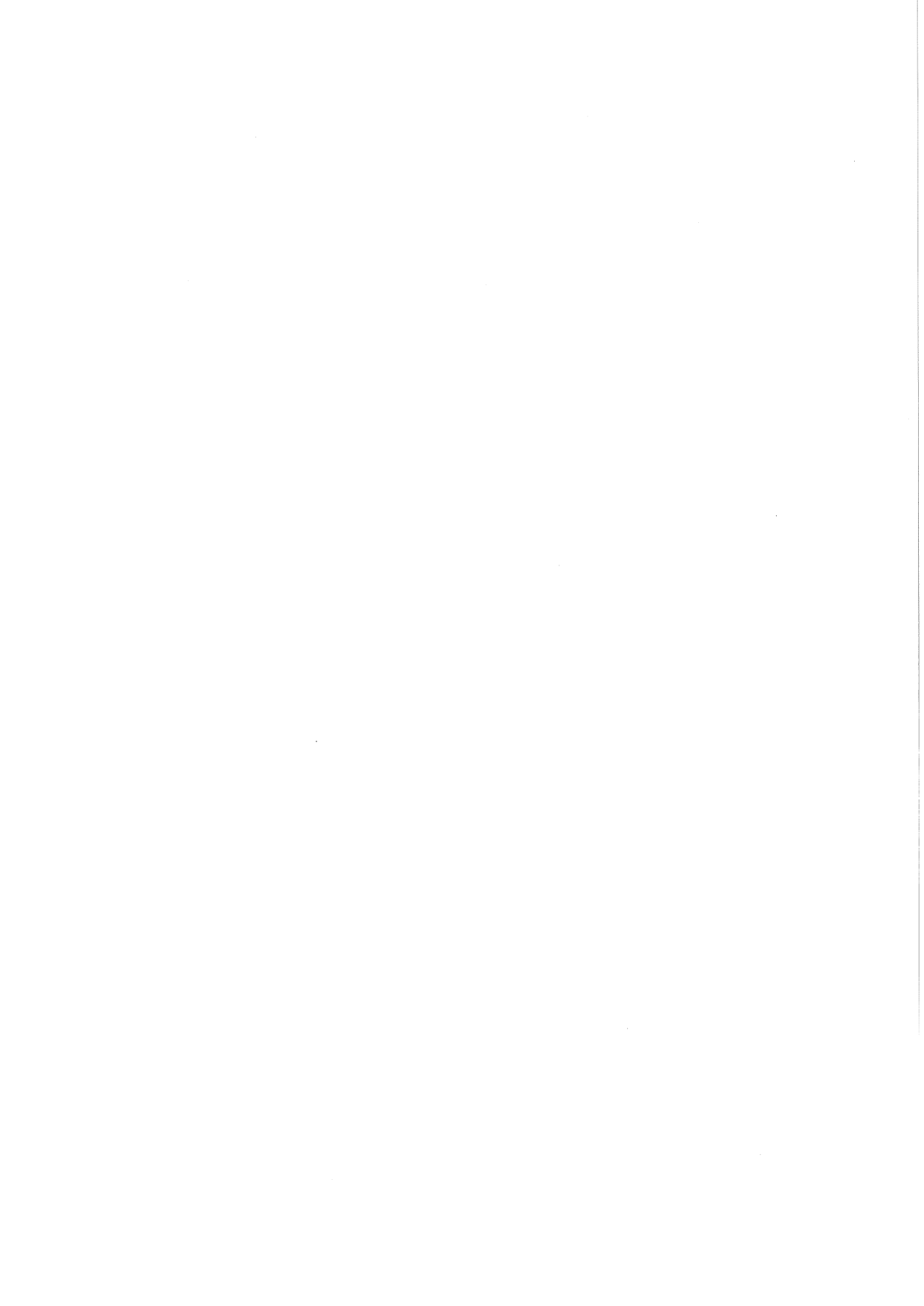
(歲 出)		
款	項	金 額
1 土 木 費		3,714,724 ^{千円}
	1 下 水 道 事 業 費	3,714,724
歲 出	合 計	3,714,724

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
1 平成22年度伊都浄化センター施設整備工事 機械濃縮機 (機械・電気)	平成23年度 (1年)		100,000 ^{千円}
2 平成22年度那賀浄化センター施設整備工事 水処理施設 2池 (機械・電気)	平成23年度 (1年)		250,000
3 平成22年度那賀浄化センター施設整備工事 機械濃縮棟 (土木・建築)	平成23年度 (1年)		220,000
4 平成22年度那賀浄化センター施設整備工事 機械濃縮機 (機械・電気)	自 平成23年度 至 平成24年度 (2年)		430,000
5 平成22年度那賀幹線管渠工事 (紀の川市旧那賀町工区)	自 平成23年度 至 平成24年度 (2年)		734,000
6 平成22年度桃山幹線管渠工事 (紀の川市旧桃山町工区)	自 平成23年度 至 平成24年度 (2年)		500,000
7 平成22年度貴志川幹線管渠工事 (紀の川市旧貴志川町工区)	平成23年度 (1年)		140,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
紀の川流域下水道事業	千円 120,800	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成22年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
紀の川中流流域下水道事業	459,000	同上	同上	同上



平成22年度和歌山県市町村振興資金特別会計予算

平成22年度和歌山県の市町村振興資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,826,255千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 繰越金		396,506 <small>千円</small>
	1 繰越金	396,506
2 諸収入		1,429,749
	1 県預金利息	1
	2 貸付金元利収入	1,429,748
歳入	合計	1,826,255

(歳 出)		
款	項	金 額
1 総 務 費		1,826,255 ^{千円}
	1 市 町 村 振 興 費	1,826,255
歳 出	合 計	1,826,255

平成22年度和歌山県自動車税等証紙特別会計予算

平成22年度和歌山県の自動車税等証紙特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

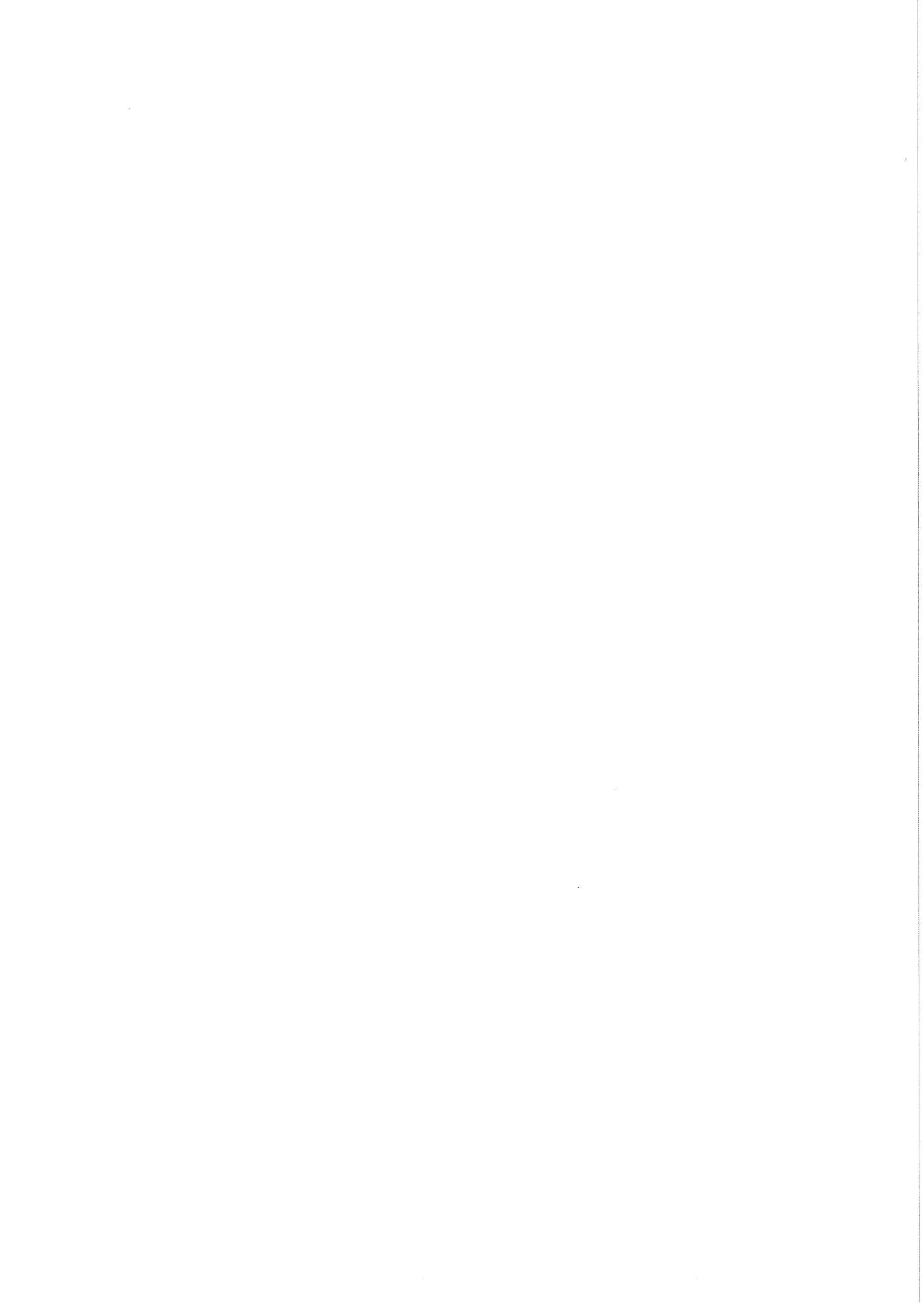
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,145,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 証紙収入		2,144,999 <small>千円</small>
	1 証紙収入	2,144,999
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入	合計	2,145,000

(歳 出)		
款	項	金 額
1 総 務 費		2,145,000 ^{千円}
	1 繰 出 金	2,145,000
歳 出	合 計	2,145,000



平成22年度和歌山県用地取得事業特別会計予算

平成22年度和歌山県の用地取得事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,410,089千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 財産収入		3,423,428 ^{千円}
	1 財産売却収入	3,423,428
2 繰入金		119,523
	1 一般会計繰入金	119,523
3 諸収入		202,238
	1 貸付金元利収入	202,238
4 県債		3,664,900
	1 県債	3,664,900
歳入	合計	7,410,089

(歳 出)		
款	項	金 額
1 土 木 費		7,410,089 ^{千円}
	1 土木管理用地取得事業費	202,238
	2 道路橋りょう用地取得事業費	5,715,671
	3 河川海岸用地取得事業費	439,803
	4 都市計画用地取得事業費	1,052,377
歳 出	合 計	7,410,089

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
紀北西道路先行取得事業	千円 205,100	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成22年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
近畿自動車道紀勢線 (田辺すさみ間)先行 取得事業	1,243,200	以下同上	以下同上	以下同上
那智勝浦道路先行 取得事業	1,216,600			
西脇山口線先行取 得事業	1,000,000			

平成22年度和歌山県公債管理特別会計予算

平成22年度和歌山県の公債管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ88,260,357千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 財産収入		741 <small>千円</small>
	1 財産運用収入	741
2 繰入金		73,778,856
	1 一般会計繰入金	69,095,327
	2 特別会計繰入金	4,607,826
	3 基金繰入金	75,703
3 県債		14,480,760
	1 県債	14,480,760
歳入合計		88,260,357

(歳 出)		
款	項	金 額
1 公 債 費		88,260,357 <small>千円</small>
	1 公 債 費	88,260,357
歳 出	合 計	88,260,357

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	<p style="text-align: center;">千円</p> <p>14,480,760</p>	<p>(1)借入先 政府、銀行 又はその他</p> <p>(2)借入時期 平成22年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又 は債券発行</p>	<p style="text-align: center;">%</p> <p>5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)</p>	<p>公的資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の 場合にはその 債権者と協定 するものとし る。</p> <p>ただし、県財 政の都合によ り、年限変更 、繰上償還又 は低利借換え することができる。</p>

平成22年度和歌山県立こころの医療センター事業会計予算

(総則)

第1条 平成22年度和歌山県立こころの医療センター事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数		
精 神 病 床	300床	
(2) 年 間 患 者 数		
入 院 患 者	87,412人	
外 来 患 者	32,292人	
(3) 一 日 平 均 患 者 数		
入 院 患 者	239.4人	
外 来 患 者	132.8人	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 病院事業収益		1,987,758千円
第1項 医 業 収 益		1,462,062千円
第2項 医 業 外 収 益		525,696千円
	支 出	
第1款 病院事業費用		2,268,735千円
第1項 医 業 費 用		2,161,082千円
第2項 医 業 外 費 用		107,553千円
第3項 予 備 費		100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額38,731千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

	収 入	
第1款 資 本 的 収 入		424,484千円
第1項 他 会 計 負 担 金		424,484千円
	支 出	
第1款 資 本 的 支 出		463,215千円
第1項 建 設 改 良 費		209,620千円
第2項 企 業 債 償 還 金		253,595千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	1,464,595千円
---------------	-------------

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、186,470千円と定める。

平成22年度和歌山県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成22年度和歌山県工業用水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	35箇所
(2) 年間総給水量	61,174,000m ³
(3) 1日平均給水量	167,600m ³
(4) 主要な建設改良事業費	
楚都浜配水タンク耐震工事	89,775千円
信号帳票及びポンプ制御改良工事	49,667千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		754,840千円
第1項 営業収益		726,535千円
第2項 営業外収益		28,305千円
	支	出
第1款 工業用水道事業費用		634,474千円
第1項 営業費用		607,529千円
第2項 営業外費用		21,945千円
第3項 予備費		5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的支出額は、当年度分損益勘定留保資金179,394千円及び過年度分損益勘定留保資金48,688千円で補てんするものとする。)

	支	出
第1款 資本的支出		228,082千円
第1項 建設改良費		218,082千円
第2項 予備費		10,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	178,839千円
-----------	-----------

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

平成22年度和歌山県土地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 平成22年度和歌山県土地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 土地売却面積 21,000m²

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 土地造成事業収益		704,245千円
第1項 営業収益		531,923千円
第2項 営業外収益		172,322千円
	支	出
第1款 土地造成事業費用		991,472千円
第1項 営業費用		805,042千円
第2項 営業外費用		186,430千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,046,066千円は、当年度分損益勘定留保資金474,877千円及び過年度分損益勘定留保資金571,189千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		101,000千円
第1項 企業債		101,000千円
	支	出
第1款 資本的支出		1,147,066千円
第1項 土地造成費		98,066千円
第2項 企業債償還金		1,049,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、別表のとおりと定める。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、285,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

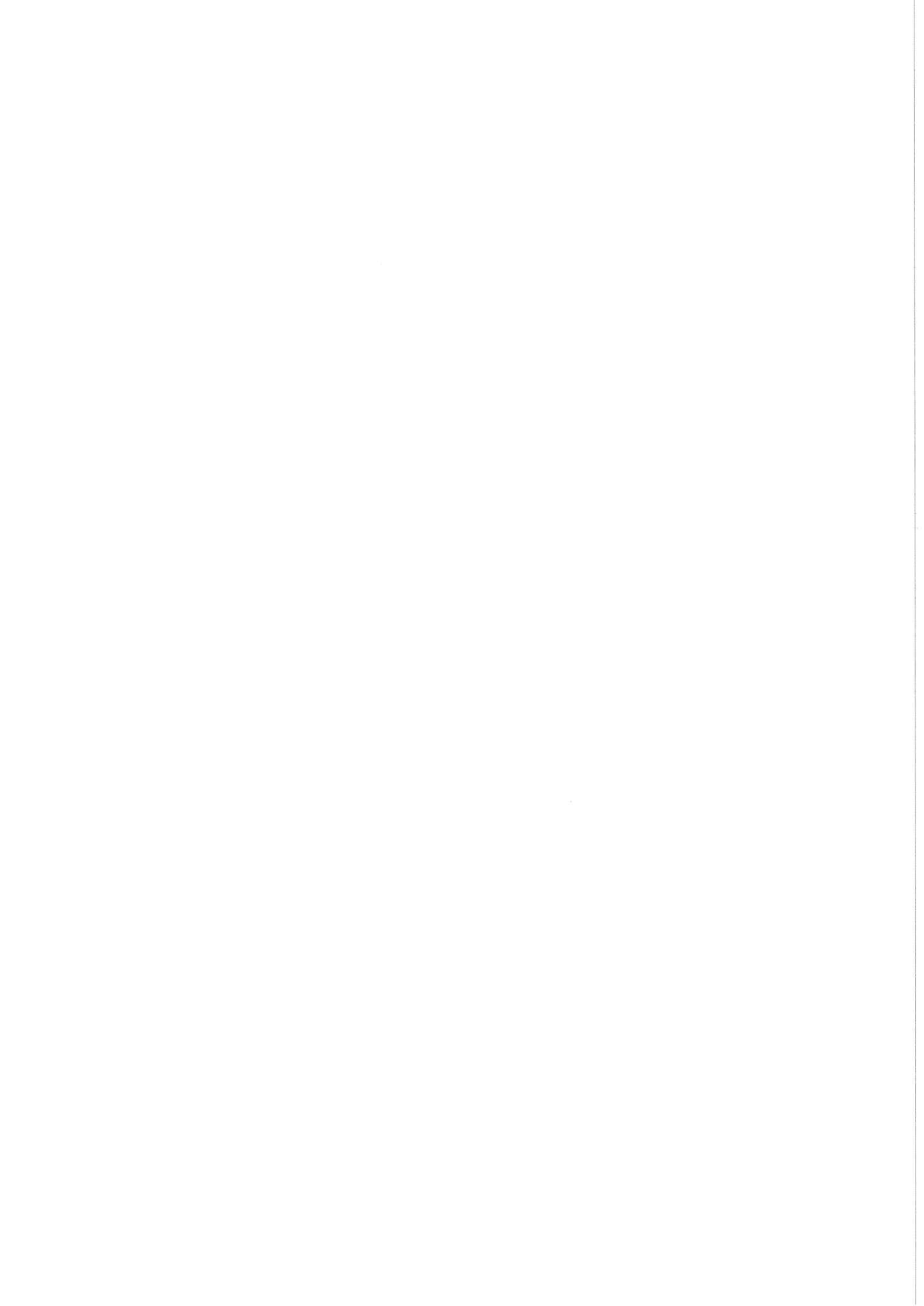
(1) 職員給与費 17,648千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、157,000千円である。

別表

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>借換債</p> <p>日高港地区</p>	<p>千円</p> <p>101,000</p>	<p>(1) 借入先 政府、銀行 又はその他</p> <p>(2) 借入時期 平成22年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。</p> <p>(3) 借入方法 普通貸借又 は債券発行</p>	<p>%</p> <p>5.0以内</p>	<p>公的資金につい ては、その融通条 件により、銀行そ の他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。</p> <p>ただし、企業財 政その他の都合に より、年限変更、 繰上償還又は低利 借換えすることが できる。</p>



和歌山県報

平成二十二年三月三十日

号外二

別冊